

平成26年8月11日

各 部 局 長  
議 会 事 務 局 長  
公 営 企 業 局 長  
教 育 長  
警 察 本 部 長  
監 査 委 員 会 事 務 局 長  
様

土 木 部 長

異業種特定建設工事共同企業体取扱要領の改正について（通知）

このことについて、下記のとおり改正しますので、今後の入札事務においてはこのとおり取扱うこととしてください。

記

1 概要

異業種による特定建設工事共同企業体（異業種JV）で実施した工事について、入札公告に関する事並びに工事実績及び以後の入札参加申請における評価の取扱いについて、新たに規定しました。

2 施行期日

平成26年8月11日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用することとします。

なお、改正前の要領に基づき実施した従前の異業種JV工事について今後評価を行う場合にも、これに準じて取り扱うものとします。

# 高知県土木部異業種特定建設工事共同企業体取扱要領

## 1 目的

建設業における専門業者の受注機会の確保と技術力の強化、育成を図り、適切な発注ロットの確保によるコスト縮減を目的として、異業種による特定建設工事共同企業体（以下「異業種JV」という。）発注の運用を行う。

## 2 対象工事

次の要件を満たすもののうち、土木部技術審査会（（3）は土木事務所における技術審査会を含む。以下同じ。）が異業種JVとすることが適当と認めたものを対象とすることができる。

- （1） 工事費全体に占める専門工事の割合が概ね30%以上であり、かつ、施工管理等の観点から分割発注に適しないもの
- （2） 請負対象金額（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）1億円以上の工事
- （3） 災害復旧工事にあつては、請負対象金額5,000万円以上の工事

## 3 構成員の要件

- （1） 異業種JVの請負を希望する業者は、自ら構成員の組合せを行うとともに、構成員全員の出資により当該工事を施工し、代表構成員の出資比率は構成員中最大又は同等でなければならない。
- （2） 構成員数は2者とし、各構成員の最小出資比率は30%とする。
- （3） 異業種JVにおいて、総合業種（土木一式工事又は建築一式工事をいう。）により入札に参加する構成員がある場合には、その者を代表構成員とするものとする。
- （4） 代表構成員は、（3）の場合を除き、構成員相互間で建設工事の格付けの等級が異なる場合には、上位等級の業者であることを原則とする。ただし、土木部技術審査会が適当と認めた場合にはこの限りでない。
- （5） 当該入札で、同時に2以上の異業種JV構成員となることができない。
- （6） 構成員は、協定書を締結し、県に提出しなければならない。

## 4 契約方法等

- （1） 契約方法は、一般競争入札によらなければならない。
- （2） 一般競争入札における入札参加資格その他の要件は、入札ごとに土木部技術審査会が定める。
- （3） 2（3）の請負対象金額1億円未満の災害復旧工事の一般競争入札においては、当該工事箇所における緊急応急工事（緊急応急工事及び緊急委託業務の発注の取扱い変更について（平成18年8月14日付け土木部長通知）に規定する工事をいう。）を受注した土木一式工事格付けC等級の者を、高知県建設工事競争入札参加者基準要綱（平成19年3月23日付け18高建管第871号副知事通知）第2条第3項の規定により、入札参加者とすることができる。
- （4） 入札に係る公告において、業種ごとに主な工事の部分を明示し、当該部分については、該当業種の構成員が主として工事を行うものとする。ただし、総合業種についてはこの限りではない。

## 5 入札参加資格確認申請における評価等の取扱い

- （1） 対象工事について、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（コリ

ンズ)」に登録する場合は、代表構成員に必要とされた入札参加資格要件の業種によること。

- (2) 入札参加資格確認申請（個別の入札参加申込）において、対象工事の実績やこれにより受けた優良工事表彰について評価する場合は、対象工事で評価対象の構成員に必要とされた入札参加資格要件の業種によるものとする。また、施工実績額は、対象工事全体の最終請負金額に評価対象の構成員の出資割合を乗じて得た額とする。
- (3) 対象工事について、当該異業種JVの「その他構成員」であった者が、以後の入札参加資格確認申請において工事实績等として提出する場合は、別途、対象工事におけるその他構成員に係る業種の証明となるもの（入札公告又は施工証明など）を提出すること。

## 6 施行期日

この要領は、平成26年8月11日から施行することとし、同日以後に公告を行う工事について適用する。なお、改正前の要領に基づき実施した従前の対象工事について今後評価を行う場合にも、これに準じて取り扱うものとする。